

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	センターの事業は地域就業の機会創出により高齢者の生きがい充実と社会参加を促進し、地域社会の活性化に貢献しており、社会情勢や区民ニーズに適合している。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	シルバー人材センターの事業は、基本構想実施計画など様々な区の計画に掲載されている。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	高齢者等の雇用の安定等に関する法律において、高齢者の希望に応じた就業の機会を提供する団体を育成するよう定められており、区が補助すべきものである。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	高齢者の地域就業の機会創出の観点からも、事業を実施しなかった場合は大きなマイナスの影響が生じる。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	C	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	C	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	事業運営に対する補助であり、代替策はない。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	シルバー人材センターの事業は、区内在住の高齢者の多種多様な就業ニーズに対応した臨時的・短期的・軽易な就業機会を多く確保・提供している。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	平成26年度において、正会員数1,052人、就業延日人員84,220人日、受託契約金額3億4,290万円の実績があり、十分にその効果が認められる。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	高齢者の就業の機会創出だけでなく、センターの事業は広く区民に利用されており、提供されたサービスが区民に還元されている。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	適正な内容であり、法令等への抵触はない。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	事業内容は補助目的と合致している。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	適切な会計処理であること、適正な使途であることを確認している。

4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数	1	1	1	1
決算(予算)額	34,823	33,061	33,536	32,789
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	10,389	10,389	10,389	10,389
その他	0	0	0	0
一般財源	24,434	22,672	23,147	22,400
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	公益社団法人シルバー人材センターへ補助金を交付することで、高齢者の就労支援や生きがいづくりに寄与することができたと考える。			

5 課題及び今後の方向性

引続き要綱に則り、適正な補助金の交付を行う。